（参考）

共同事業体協定書

（目的）

第１条　当共同事業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

⑴古賀市地域活性化雇用促進業務（以下「当該業務」という。）

⑵前号に付帯する業務

（名称）

第２条当共同事業体は、●●●共同事業体（以下「共同体」という。）と称する。

（構成員の名称）

第３条共同体の構成員は、次のとおりとする。（構成員の名称）

|  |
| --- |
| 事業者名 |
|  |
|  |
|  |
|  |

（代表者の名称）

第４条　共同体は、●●●を代表者とする。

（代表者の権限）

第５条　代表者は、当該業務の履行に関し、共同体を代表して古賀市及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託費（概算払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　代表者は各構成員に対し別途締結する契約に従って分担業務の費用を支払うものとし、当該支払が遅延した場合、各構成員は分担業務の履行を停止または中断できるものとする。

３　構成員は、成果品等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し古賀市と折衝等を行う権限を、共同体の代表者に委任するものとする。

（運営協議会）

第６条　共同体は、構成員全員をもって運営協議会を設け、当該業務の履行に当たるものとする。

２　運営協議会は、代表者が招集するものとする。

３　構成員は、代表者に通知することにより運営協議会の招集を求めることができるものとし、通知を受けた代表者は、速やかに運営協議会を招集しなければならない。

４　運営協議会の議長は、代表者が務めるものとする。

（分担業務）

第７条　当該業務における各構成員の分担は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者名 | 分担業務 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

２　構成員は、分担事業の一部につき古賀市と契約内容の変更が必要な場合には、合理的な理由を付して、代表者に運営協議会の招集を求め、運営協議会における構成員全員による協議の上で、分担の変更を行うものとする。なお、各構成員は、合理的な事由なしに運営協議会において変更の反対を行うことはできないものとする。

３　第１項に規定する分担事業の価額については、別に定めるところによるものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第８条　構成員がその分担事業に関し、古賀市及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。なお第１０条第１項による脱退によっても、当該構成員の責任は残存するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前項に規定する責任について協議が整わないときは、運営協議会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第９条　本協定書に基づく権利義務を他人に譲渡することはできない。

（構成員の脱退に対する措置）

第１０条　構成員は、構成員全員の承認がなければ、共同体が当該業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、当該業務の対応方法等について、古賀市及び残存構成員の協議より決するものとする。

（構成員の除名）

第１１条　共同体は、構成員のうちいずれかにおいて、当該業務履行中に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合には、他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項を準用するものとする。

（構成員の破産又は解散に対する処置）

第１２条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第１０条第２項の規定を準用する。

（代表者の変更）

第１３条　代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（知的財産権）

第１４条　構成員は、構成員間において知的財産権について定めが必要な場合は、協議の上、別途、定めるものとする。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第１５条　共同体が解散した後においても、当該業務につき契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は自身に関する当該業務についてその責に任ずるものとする。

（有効期間）

第１６条　本協定の有効期間は、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までとし、当該期間満了により、共同体は解散とする。

２　有効期間終了後も、第５条（代表者の権限）、第８条（構成員の相互間の責任の分担）、第９条（権利義務の譲渡の制限）、第１５条（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）及び本条においては、その効力は残存するものとする。

（協定書に定めない事項）

第１７条　この協定書に定めのない事項については、運営協議会において定めるものとする。

上記のとおり●●●共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書５通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するとともに、１通を古賀市に提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

　代表者

所在地

事業者名

代表者名

　構成員

所在地

事業者名

代表者名

　構成員

所在地

事業者名

代表者名

　構成員

所在地

事業者名

代表者名